

総社市職員給与支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月19日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第7号

総社市職員給与支給規則の一部を改正する規則

総社市職員給与支給規則（平成17年総社市規則第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
第10条 略 2 略 3 任命権者は、前項の認定について、次に掲げる者を扶養親族とすることはできない。 (1) 略 (2) その他の勤労所得、資産所得、事業所得等の合計額が年額130万円 <u>（満18歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者にあつては、年額150万円）</u> 以上と見込まれる者 4及び5 略 (地域手当の支給) 第11条 略 2 給与条例第13条第2項の規則で定める割合は、次の各号に掲げる地域の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。 (1) 略 (2) 岡山市 <u>100分の4</u> (3) 倉敷市 <u>100分の4</u> 3 略	第10条 略 2 略 3 任命権者は、前項の認定について、次に掲げる者を扶養親族とすることはできない。 (1) 略 (2) その他の勤労所得、資産所得、事業所得等の合計額が年額130万円 <u>程度以上である者</u> 4及び5 略 (地域手当の支給) 第11条 略 2 給与条例第13条第2項の規則で定める割合は、次の各号に掲げる地域の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。 (1) 略 (2) 岡山市 <u>100分の3</u> (3) 倉敷市 <u>100分の2</u> 3 略

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。